

○千歳市緑化条例 (抜粋)

(審議会)

第10条 緑化に関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として、千歳市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑化に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の事項に関し市長に建議することができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第13条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○千歳市緑化条例施行規則 (抜粋)

(審議会)

第6条 条例第10条第1項の千歳市緑化審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理)

第7条 会長及び副会長ともに事故あるとき、又はこれらの者がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

(専門部会)

第8条 条例第13条の専門部会（以下「部会」という。）は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び委員以外の者であつて審議会の承認を受けたもの（以下「委員等」という。）をもつて組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会に属する委員等が互選する。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。
- 3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名した委員等がその職務を代理する。

(準用)

第10条 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第10条第1項の千歳市緑化審議会（以下「審議会」という。）」とあり、及び同条第2項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項及び同条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「委員等」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員等」と読み替えるものとする。

(審議会への報告)

第11条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、緑化担当課において行う。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年8月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月30日規則第66号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月26日規則第18号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。